



控

令和 6 年 7 月 26 日

審査請求人意見書の提出について

札幌国税不服審判所

担当審判官 木下 雄高 殿

審査請求人

(住所・所在地) 〒 006 — 0053

札幌市中央区南三条東1丁目4-2

(ふりがな) (ふあーいーすといーていんぐかぶしきかいしゃ)

(氏名・名称) FAREASTEATING 株式会社

(法人の場合、代表者の住所) 〒 060 — 0034

札幌市西区西野四条5丁目10-5

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

(この せいま)

古野 生真

代理人

(住所・所在地) 〒 460 — 0008

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2F

(ふりがな) (せいりしほうじん いんぱくと)

(氏名・名称) 税理士法人 Impact

原処分序意見書

~~参加人意見書~~

~~原処分序回答書~~

~~参加人回答書~~

~~証明書面~~

平成 6 年 6 月 13 日付の

に対する意見書を提出します。

原処分庁の意見書に審査請求人の対する意見

原処分庁が、令和6年6月13日付で提出した意見書に対する請求人の意見は、次のとおりです。

なお、令和6年5月27日付意見書及び6月11日付意見書で定義した略語は、本意見書で援用します。

1 南十二条店の帰属の判断に関する事実認定

南十二条店については、吉本氏の名義にて営業許可を取得し、吉本氏の所得として確定申告を行ってきたところ、その帰属を審査請求人であると認定し、原処分庁の課税権を行使して更正処分を行うのであれば、「事業に至る経緯、経営の実態、経理関係、関係者の認識等」に関して十分な証拠収集と事実確認を行った上で、その事実の積み上げにより慎重にかつ適切に事実認定し判断しなければならないにもかかわらず、原処分庁は、これを行っていません。

すなわち、民法上の所有権や契約（債権）等について、吉本氏の名義となっているものを全て否定した上で、「審査請求人が真正名義人であり、吉本氏は審査請求人に名義貸しをしていた」として、課税権を行使するのであれば、越えねばならない高いハードルが存在すると認められます。

ところが、原処分庁は、この高いハードルを越える証拠収集と事実認定を行うどころか、誘導尋問による誤った内容の質問応答記録書のみを柱にして、誤った更正処分を強引に行ったと指摘せざるを得ません。

（1）2種類の加減算事項のペーパーの提示と質問応答記録書

原処分庁は、令和5年2月17日に加減算事項のペーパーを2種類用意したことについて、「この時点では南十二条店の帰属について検討中であったため（中略）丁寧に説明するために加減算事項のペーパーを2種類用意したものである」としています。

令和5年2月17日は金曜日であり、休日である2月18日と19日を挟んで、令和5年2月20日は月曜日です。

原処分庁が課税の根拠としている「南十二条店に関する古野氏の質問応答記録書（以下「古野氏応答記録書」という。）」と「南十二条店に関する吉本氏の質問応答記録書（以下「吉本氏応答記録書」という。）」については、令和5年2月20日に作成・署名されています。原処分調査担当者は、土日を挟んだこの短いタイムスケジュールの中で、帰属の認定に必要な証拠収集と事実確認、これらの適切な審理面の検討を十分に行った上で、南十二条店の帰属を審査請求人として処理するA案が正当とする結論を出し、古野氏応答記録書と吉本氏応答記録書の文案を作成したと言うのであれば、極めて不自然と認められます。

また、原処分調査担当者は、2月17日の面接時に「信山先生と相談してAパターンとBパターンとどちらが良いかきめてくれ」と発言し、原処分調査担当者が本来行うべき「帰属の認定に関する証拠収集と事実確認に関する調査」について、これを放

棄して審査請求人の判断に委ねるとも取れる発言をしています。この発言内容から見ても、原処分調査担当者が十分な証拠収集と事実確認を行わずに、「古野氏を説得して税務署の描くシナリオ通りの応答記録書を錄取して進めてしまおう」と考え、結論のみを急いでいたことがうかがえます。これを証明するように、後述しますが、古野氏応答記録書と吉本氏応答記録書の内容には、原処分調査担当者が「でっちあげたストーリー」が散見されます。

古野申述書1にあるとおり、古野氏は、信山税理士と相談した上で、2月17日の面会終了の時点で、「審査請求人の帰属であるAパターンを選んだ方がコノヨシグループ存続のために有利である」と誤認してしまったため、「南十二条店は審査請求人の帰属であるとして欲しい」と原処分調査担当者に回答しました。

そして、古野氏は、2月20日に、原処分調査担当者が税務署内においてパソコンであらかじめ作成・印字し、持参してきた古野氏応答記録書に署名しています。

また、南十二条店の名義人である吉本氏は、「反論せずに原処分調査担当者の持参する応答記録書に署名して欲しい」という古野氏からの電話連絡に応じて、2月20日に、原処分調査担当者が税務署内においてパソコンであらかじめ作成・印字し、持参してきた吉本氏応答記録書に署名しています。

吉本氏に当時の状況を確認したところ、吉本氏との面会時間は20分程度であり、吉本氏応答記録書の説明と読み上げの後に、吉本氏はすぐに署名したもので、南十二条店の経営に関することや吉本氏の仕事内容等に関して、ほとんど質問調査を受けていないとのことでした。

以上の状況から、原処分庁が課税の根拠・柱としている古野氏応答記録書及び吉本氏応答記録書について、証拠能力の極めて低い、信憑性の希薄なものであると判断できます。

(2) 南十二条店の帰属に関する事実認定

南十二条店の帰属に関して、「事業に至る経緯、経営の実態、経理関係、関係者の認識等」に関して事実確認を行ったところ以下のとおりであり、審査請求人の帰属とする根拠・理由は見当たりません。

イ 南十二条店の開店時の状況

① 店舗の不動産の賃貸契約

吉本氏が賃借人、吉本氏の父と古野氏が連帯保証人として家主との間で賃貸契約を締結した。

② 店舗の厨房設備、備品等の売買契約

吉本氏が、厨房機器販売業者と見積書等を取得した上で価額交渉し、吉本氏が売買契約（領収書等吉本氏で受領）を行った。

③ 開店資金の資金調達

①に係る保証金等、②に係る取得費用、そのほかの開店時の必要資金を合計すると約700万円となつたが、この資金については全て、吉本氏の個人口座と吉本氏の父及び兄から借入した資金により支払いを行つた。

(注) 古野氏応答記録書及び吉本氏応答記録書において、「南十二条店の開店の際古野氏の名義でローンが組めなかつたため吉本氏の名義でローンを組んで南十二条店を開店させた経緯がある」旨の記載があるが、当該内容については、原処分調査担当者の「でっちあげたストーリー」であり、南十二条店の開店時に金融機関及び信販会社等とローンを組んだ事実は無い。

④ 保健所に対する食品衛生法上の営業許可

吉本氏が札幌市保健所へ食品衛生法上の営業許可申請書を提出し、吉本氏の立会いで店舗内の設備の検査を受けた後に、吉本氏が営業許可証を取得した。

ロ コノヨシグループ創業の経緯

① 独立の経緯等

古野氏と吉本氏は、レストランサロット・デ・カナに従業員として勤務していたところ、二人で相談して退職し、共同で洋食店を立ち上げた。

② 屋号「洋食店コノヨシ」の命名

古野氏の苗字と吉本氏の苗字を組み合わせて「洋食店コノヨシ」の屋号とすることを吉本氏が考案した。

③ 料理のレシピの考案

コノヨシグループの味・レシピの考案については、古野氏と吉本氏の共同作業により行ったもので、レシピ使用の権利は、古野氏と吉本氏が共同で所有している。

なお、飲食店においては、料理のレシピは極秘事項であり、繁盛店における人気メニューのレシピについては、最も重要で価値のあるものであり、レシピの作成者である古野氏と吉本氏は、コノヨシグループにおける最も重要で価値のある権利を共有している。

④ 1号店（本店）及び2号店（南十二条店）の経営と名義

上記①、②、③の状況から、古野氏と吉本氏のグループ内の立場は、創業時において対等であったと認められる。1号店は古野氏の店で古野氏の経営として開店したため、2号店は吉本氏の店で吉本氏の経営とした開店したものである。

なお、1号店は古野氏の個人経営から法人成り（ter社）し、2号店は吉本氏の経営のままであった。

ハ 経営・経理の実態

① 古野氏と吉本氏の役割

コノヨシグループについて、原処分庁の調査時点においては、FC契約先を除くと、2法人（審査請求人、ter社）1個人（吉本氏）により経営と申告がされていた。

コノヨシグループの経営の実情は、2法人と1個人全体を一体として運営しており、法人格等の垣根のない状態で運営していた。コノヨシグループ内における古野氏と吉本氏の役割分担は、以下のとおりである。

古野氏・・・グループ全体の事務管理の統括責任者として、本店（t e r社）、南十二条店（吉本）及び炭火店（F A R社）、セントラルキッチン（F A R社）、大丸店（F A R社）、デザイン事務所（F A R社）の財務管理、経理処理と全体の運営を行っていた。

吉本氏・・・グループ全体の調理現場の統括責任者として、本店（t e r社）、南十二条店（吉本）及び炭火店（F A R社）の厨房を行き来し、厨房の従業員に対する調理の指導を行うとともに、洋食店として最も重要な味（レシピ）の管理を行っていた。

② 南十二条店の仕入及び経費の支払

南十二条店の仕入及び経費については、吉本氏が支払先と契約し、吉本氏名義の公表の普通預金口座から出金し、仕入代金及び経費等を支払っていた。

なお、南十二条店の食材の仕入について、吉本氏が、吉本氏名義の公表の普通預金口座から出金し支払っていたが、ひかり税理士法人の従業員横山氏が、売上除外の事実を隠蔽するために独断で会計ソフトを不正操作し、一旦仕入計上したものについて決算時に取消入力していたことから、吉本氏の確定申告においては、簿外仕入となっていた。

（注）古野氏応答記録書において、「ファーアイースト（審査請求人）の設立後は、ファーアイーストで南十二条店の仕入代金や光熱費の費用を負担していることから・・・（後略）」旨の記載があるが、当該内容については、原処分調査担当者の「でっちあげたストーリー」であり、南十二条店の仕入代金及び経費等については、吉本氏が、吉本氏名義の公表の普通預金口座から出金し支払っていた。

審査請求人は、セントラルキッチンにおいて加工製造した食材（ハンバーグの種等の中間加工食材）について、本店、南十二条店、炭火店、F C加盟店に納入していたところ、本店及び南十二条店分についてグループ間で卸売上相当額について請求していなかった。このことについては、グループ間取引に関して適正に処理していなかった問題であり、別途当該卸売代金の精算分を審査請求人に修正させるべきものと考えられ、これをもって南十二条店の帰属を審査請求人とすべきものではない。

③ 南十二条店の顧客（売上先）との契約

南十二条店の売上については、一般の来店顧客に対するものであるところ、当該来店顧客に対しては、店舗の壁に掲示した飲食店許可証において、吉本氏が営業者であることを開示していた。また、顧客が店舗に対して領収証を求めた場合、「洋食コノヨシ南十二条店」との表記のところに吉本の認印を押印したものを顧客に対して交付していた。

④ 店舗の広告宣伝及び従業員の募集

南十二条店の広告宣伝及び従業員の募集については、グループの統括法人として審査請求人がすべて対応していた。このことについては、グループ間取引に関して適正に処理していなかった問題であり、別途当該広告宣伝代行及び従業員募集

代行に係る業務委託代金の精算分を審査請求人に修正させるべきものと考えられ、これをもって南十二条店の帰属を審査請求人とすべきものではない。

⑤ 経理処理及び売上代金の管理

南十二条店の経理処理及び売上代金の管理等の経理全般については、グループの統括法人として審査請求人がすべて対応していた。このことについては、グループ間取引に関して適正に処理していなかった問題であり、別途経理処理代行に係る業務委託代金の精算分を審査請求人に修正させるべきものと考えられ、これをもって南十二条店の帰属を審査請求人とすべきものではない。

⑥ 南十二条店の売上除外分の利益の享受

原処分庁は、南十二条店の売上除外に関して、古野氏が独断で行いこれを簿外現金として管理していたとして、このことを理由に、南十二条店の帰属を審査請求人とする一つの判断材料としている。

しかし実態は、古野申述書1のとおり、本店、南十二条店及び炭火店の売上除外については、古野氏と吉本氏が相談の上実行しており、コノヨシグループ全体の成長のため簿外資金をねん出し、簿外現金出納帳で管理した上で、運用してきたものである。さらに、簿外現金出納帳を見ると、コノヨシグループ共有の支出や簿外給与を支出した後に、南十二条店の利益の大半について、吉本氏に分配されていることから、吉本氏も売上除外の実行行為者の一人であり利益享受者であると判断できる。

なお、古野氏が、簿外現金出納帳にて、日々克明に、売上除外金の入金管理と支出資金の出金管理を行っていたのであるが、支出資金の中に古野氏の個人的な支出は一切なく、古野氏と吉本氏が供託した簿外資金について、グループ内の古野氏の役割として適切に管理していたことが判明する。

ニ 南十二条店が審査請求人の帰属とならないそのほかの理由等

上記イ、ロ、ハのほか、南十二条店を審査請求人の帰属とならない理由等として以下の状況が認められます。

- ① 吉本氏は、審査請求人の取締役ではないため、取締役の競業避止義務違反を問われるものではないこと
- ② 吉本氏は、審査請求人と雇用契約を締結していないこと
- ③ 吉本氏が開店資金を負担して南十二条店を開店しているが、南十二条店の開店時に審査請求人は存在していなかったこと。
- ④ 審査請求人の設立後、南十二条店が審査請求人の帰属となつたのであれば、南十二条店の資産や権利について、吉本氏から審査請求人へ譲渡されたことになるが、権利譲渡や備品等の譲渡をした事実がないこと。